

(都道府県・指定都市市民児協、市区町村市民児協)

全民児連における児童虐待防止の取り組みについて（改訂版）

全国民生委員児童委員連合会（以下 全民児連）では、平成 11 年と平成 16 年に「児童虐待緊急アピール」を公表し、その後、平成 19 年には地域の潜在化する問題を発見するために「呼びかけ文」を作成し、子育て支援も含めた児童虐待防止活動に取り組んできました。

一方で、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加し、また、子どもの生命にかかわる重大かつ悲惨な事件は、後を絶ちません。児童虐待問題は、一層深刻な社会問題となっています。

国は、児童福祉法の改正など児童虐待防止に向けた制度改正を相次ぎ行い、児童相談所や市町村における体制整備を図っています。また、全民児連では、平成 29 年 12 月に「全国児童委員活動強化推進方策 2017」（以下、「児童委員方策 2017」）を策定し、民生委員・児童委員が「地域の子育て応援団」となり、地域の児童虐待防止の一翼を担う活動を展開することとしています。

こうした動きを踏まえ、平成 19 年に作成した「呼びかけ文」を見直し、改めて児童虐待防止の取り組みを提案いたします。

1. 国の制度動向と全民児連における「児童委員方策 2017」の取り組み

【国の制度動向】

- 国では、平成 28 年に児童福祉法・児童虐待防止法等を改正し、法的に子どもを権利の主体として明確に位置付け、子どもの最善の利益の保障を明記し、児童相談所の体制強化などの児童虐待発生時の体制強化や被虐待児童への自立支援、児童虐待の発生予防などへの取り組みを計画的に進めることとしました。
- しかしながら、昨今の虐待相談件数の急増や、深刻な児童虐待事件が相次いでいることを踏まえ、平成 31 年 3 月に、児童虐待防止対策の抜本的強化を図ることを閣議決定し、平成 31 年（令和元年）の通常国会において、児童福祉法等の改正を審議しているところです。特に、市区町村自治体における児童虐待予防等の施策として以下の取り組みが強化されることとされています。

* 「発生予防・早期発見」

→ 乳幼児健診未受診や未就園等の定期的な安全確認、地域における相談窓口や子育て支援拠点の整備等相談体制の強化（「子育て世代包括支援センター」の設置促進）等

* 「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」

→ 市町村における要保護児童対策地域協議会の充実（専任職員の配置等）

→ 「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進と拡充

→ 学校・教育委員会の体制強化等

【全民児連における「児童委員方策 2017」の推進】

- 全民児連では、平成 29 年 12 月に「児童委員方策 2017」を策定し、民生委員・児童委員が「身近な大人」となることを提唱し、特に、「重点 3」で「課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える」を掲げました。
- 民生委員・児童委員、民児協として、日常の活動のなかで、さまざまな課題を抱えながら助けを求める声を出せない親子に気づき、支援が必要な状況を把握した際には、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所など適切な機関につなぐとともに、関係機関・団体等との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添うことが重要です。
- 「児童委員方策 2017」は、児童委員活動を積極的に進めるためのものです。「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」「児童委員方策 2017」の具体化を図るために、全民児連では地域の実情に応じた「地域版 活動強化方策」の策定を呼びかけています。

2. 呼びかけ文（別添）を活用した地域住民への民生委員・児童委員、主任児童委員の取り組みの周知及び多様な子育て支援等の活動の推進

- 児童虐待の予防・防止は、「児童委員方策 2017」の「重点 2」の「子育て、子育てを応援する地域づくり」を進めることが基盤となります。民生委員・児童委員は率先して「子育て応援団」となり、「呼びかけ文」（別紙）を活用し、地域住民にその取り組みを周知し、働きかけましょう。
- 地域住民をはじめ自治会やボランティア団体、地域にある保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援センター、学校や社会福祉施設等と連携・協働し、子育てサロン等の子育て支援、挨拶運動などを通じた見守り活動、多様な健全育成活動、子ども食堂や学習支援など様々な子どもや親子への地域活動を広げ、そうした取り組みを応援しましょう。

各地の民児協の取り組み

- ・「地域版活動強化方策」を作成する過程で、一人ひとりの委員が自らの活動を振り返り、地域の子ども、子育てに関わる機関・団体など地域の社会資源を確認し、今後の活動や地域に必要な取り組みを明らかにしましょう。
- ・オレンジリボン運動（児童虐待防止）やパープルリボン運動（女性に対する暴力〈DV〉撤廃）等のキャンペーンなどを活用して、地域住民への啓発活動を推進しましょう。
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員の役割を地域住民に知っていただくために、呼びかけ文を活用した広報誌等の作成や、チラシ印刷・配布等地域の実情に応じた取り組みを工夫しましょう。

全民児連の取り組み

- ・各地の取り組みについての機関誌やホームページへの掲載、関係団体への通知（報道機関への協力要請）および呼びかけ文（別添）の周知など。
- ・虐待防止に向けたアピールの検討及び公表・周知。

3. 「児童虐待」の早期発見と対応について

- 「児童虐待」の早期発見に向けて日頃から関係機関と連携した取り組み（こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診への協力、子育てサロン等への協力）などを通じて、地域の情報収集を心がけましょう。
- 特に、今後、各自治体においては「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の設置等が進むことが想定されることから、民児協として行政との状況共有をしっかりと行い、課題を有する子育て家庭や子どもとのつなぎ役としての役割を心がけましょう。
- また、地域住民から「児童虐待」にかかわる相談・連絡を受けた際に、特に子どもの命に危険が及ぶような場合には、その内容を迅速に市区町村、児童相談所に知らせることを民児協として確認しておくことが重要です。そのためにも民生委員・児童委員、主任児童委員がとるべき対応を明確にし、徹底させましょう。

行政への通告を速やかに行うための留意点

- ・速やかに通告を行ううえで、虐待内容、疑われる状況、住所・氏名、日時、情報入手経路など、連絡すべき事項やメモの方法等を日頃から学習する。

民児協としての対応

- ・民児協会長、主任児童委員との連絡・相談、複数対応の重要性などを話し合っておく。
- ・プライバシーに配慮し、守秘義務を順守することを徹底する。ただし、要保護児童対策地域協議会（要対協）では、出席者全員に守秘義務があることをふまえ、必要な情報を明確に伝えることを意識する。
- ・要対協において、地域社会をよく知る民生委員・児童委員としての発言、提案を積極的に行う。
- ・子ども・子育て支援会議においては、虐待予防や早期発見に向けた施策が充実するよう関係者に働きかける。